

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形県工業技術センター（以下「センター」という。）が、山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則（昭和27年11月県規則第69号。以下「設備使用規則」という。）に基づき民間事業者等に試験研究の目的で管理する器具又は機械の一部を使用させることについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間事業者等 個人及び法人その他の団体をいう。
- (2) 設備使用 民間事業者等が設備使用規則第3条の規定による使用の許可（以下「使用の許可」という。）を受けて使用することをいう。
- (3) 申請者 設備使用規則第3条の規定による申請（以下「申請」という。）をする民間事業者等をいう。

(使用許可申請書)

第3条 設備使用規則第3条の使用許可申請書は、様式第1号によるものとする。

(不許可事由)

第4条 山形県工業技術センター所長（以下「センター所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。

- (1) 申請者が外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に定める非居住者又はこれに準ずる者である場合
- (2) 虚偽記載、誤記その他事実と異なる記載がある場合
- (3) 国内法令等に抵触する技術開発、製造、販売若しくは成果物の取得を目的として利用しようとする場合又はその恐れがある場合
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる場合又はその恐れがある場合
- (5) 申請者がセンター所長から督促状による督促を受け、その料金が未納である場合
- (6) センターの器具又は機械を使用して行おうとする試験等の対象が、公的機関等により取引に注意が促されている材料又は商材、効能に科学的な疑義が呈されている材料又は商材、不当な手段で入手した材料又は商材その他試験等を行うことが適切でないと認められるものである場合
- (7) 申請者が申請についての説明を行わない場合又は説明が不十分であるとセンター所長が判断した場合
- (8) 申請者がセンターに持ち込む物が人体若しくは環境等に悪影響を及ぼすものであるとセンター所長が判断した場合又はその物がセンターを利用する第三者の迷惑になるとセンター所長が判断した場合
- (9) 申請者が過去にセンターの利用の予約をキャンセルしたことがある場合において、そのキャンセルにより、センターの業務に支障をきたし、又はセンターを利用しようとする第三者の利用を妨げたとセンター所長が判断した場合
- (10) 人員又は機器を確保することが困難であること等の理由により、申請への対応が困難であるとセンター所長が判断した場合
- (11) その他使用の許可をすることが工業技術の改善向上を図るため適当でなく、又はセン

ターの業務に支障をきたすとセンター所長が判断した場合

(設備使用許可書)

第5条 センター所長は、使用の許可をしたときは、申請者に設備使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(料金)

第6条 申請者は、設備使用規則に定める額の料金(以下「料金」という。)を負担する。

2 設備使用の時間は、利用する器具又は機械について、準備の開始により申請者以外の者が利用できなくなった時刻から、片付けの完了により申請者以外の者が利用できるようになった時刻までの時間として計算する。ただし、次の開庁日も継続して器具又は機械を使用する場合において、利用する器具又は機械をセンターが指定する状態にして停止したときは、器具又は機械を停止している時間(午後5時15分から次の開庁日の午前8時30分までの間に限る。)は、設備使用の時間に含めないものとする。

(料金の免除)

第7条 センター所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、設備使用規則第2条第3項の規定により料金を免除するものとする。

- (1) 山形県知事部局に属する試験研究機関が行う試験等又は研究(センターと共同で行うものを除く。)に係る設備使用である場合
- (2) 山形県警察が行う事件の捜査、実況見分、鑑定その他の警察の業務に係る設備使用である場合
- (3) その他センター所長が特に公益上必要と認めた場合

2 料金の免除を受けようとする者は、設備使用申請書に免除申請書(様式第3号)を添えてセンター所長に提出しなければならない。

(料金の納付方法)

第8条 料金は、センター所長の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 料金の納付に費用が発生するときは、申請者がその費用を負担する。

(料金の後納)

第9条 センター所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、料金を設備使用後に徴収することができる。

- (1) 申請者が法人であるとき。
- (2) 申請者が国税庁に適格請求書発行事業者として登録されている者であるとき。
- (3) 次のいずれにも該当するとき。

イ 申請者が申請の日(以下この号において「申請日」という。)の1年前の日が属する年度の4月1日(以下この号において「基準日」という。)以降に設備使用をしたことがある者であって、基準日から申請日までの間においてセンター所長から督促状による督促を受けていない者であるとき。

ロ 山形県工業技術センター委託分析試験等に関する規則実施要綱第10条第3号イに掲

げる場合

(料金の納期限)

第 10 条 前条の規定により料金を設備使用後に徴収するときの納期限は、センター所長が使用の許可をした日の翌月の末日とする。

(違約金)

第 11 条 申請者が納期限までに料金を納付しないときは、納付すべき金額につき山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。以下「財務規則」という。）第 178 条の 3 及び第 178 条の 4 に規定する額の違約金を徴収する。

2 違約金の徴収の方法及び違約金の端数計算については、それぞれ、財務規則及び山形県税外収入金延滞金等徴収条例（昭和 26 年 10 月県条例第 51 号）の定めるところによる。

(見積書)

第 12 条 センター所長は、会計監査、内部統制その他の理由により見積書がなければ申請をすることができない民間事業者等の依頼を受けて、見積書を発行することができる。

2 見積書の発行を受けようとする者は、センター所長に対し、見積書がなければ申請をすることができない理由を疎明する文書を添えて、見積依頼書（様式第 4 号）を提出するものとする。

3 見積書の有効期間内に料金が改正されたときは、有効期間内であってもその見積書は無効とする。

(成績書)

第 13 条 設備使用には、成績書を発行しない。

(試験品の返却)

第 14 条 申請者は、センターに持ち込んだ物を、申請者の費用により、設備使用の終了後速やかに引き取らなければならない。ただし、試験等の性質により滅失する物及びセンター所長が引き取りを求めない物は、この限りでない。

(器具又は機械の操作)

第 15 条 申請者は、その責任において、センターの器具又は機械の操作をする者（以下「操作者」という。）を申請者の指揮命令に服する者のうちから指定することができる。

2 操作者は、取扱説明書、掲示物、センターから交付された書面その他器具又は機械の備え付けの場所において閲覧に供されている書面に記載された手順を守って、器具又は機械を操作しなければならない。

3 申請者は、操作者が前項の義務又は善良な管理者の注意を怠ったことにより、設備使用の許可を受けた器具又は機械を棄損、汚損、故障又は滅失させ、県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 申請者は、使用の許可を受けた器具又は機械を、センターと協議の上、自らの負担により

部品交換、清掃、修理又は調整を行い、器具又は機械を使用前の状態に復旧させることができる。

(名義使用)

第 16 条 申請者は、公衆に対してセンターの名義（「山形県工業技術センター」、センターの組織の一部の名称、センターの職員の氏名その他センターを想起させる名称をいう。以下同じ。）を使用して設備使用の事実及びその結果を公表しようとするときは、公表の前に、名義を使用することについてセンター所長の承認を受けなければならない。ただし、学術論文における謝辞その他の試験研究結果の公表についての慣習に正当に則ったものは、この限りでない。

2 前項の承認に係る申請は、センター所長に対し、公表しようとする資料を添えて、名義使用申請書（様式第 5 号）を提出してしなければならない。

3 前項の申請書を提出することができる期間は、申請者が器具又は機械を使用した日から 5 年後の日が属する年度の末日までとする。

4 センター所長は、第 2 項の申請書を審査し、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項の承認をしないものとする。

(1) 公表しようとする資料に事実と異なる記載、第三者に誤解を与えうる表示その他不当な表示がある場合

(2) 公表しようとする資料に記載された製品又はサービスが、人体に危害を及ぼす恐れがある場合

(無断での名義使用等に対する措置)

第 17 条 センター所長は、前条第 1 項の承認を受けずにセンターの名義を使用した者に対して、名義の使用の中止、公表した資料の回収及び謝罪広告の掲載を求めることができる。

2 前項の規定は、損害賠償の請求を妨げないものとする。

(第三者の名義使用)

第 18 条 前 2 条の規定は、第三者が公衆に対してセンターの名義を使用して申請者の設備使用の事実及びその結果を公表する場合に準用する。

2 前項の場合において、申請者は、第三者の行為について連帯して責任を負う。

(免責)

第 19 条 山形県は、取扱説明書が備え付けられた器具又は機械を現状のまま設備使用に供するものとし、山形県の責めに帰すべき事由により生じたことが明らかな場合を除き、次に掲げる損害の責任を負わない。

(1) 操作者及び第三者のけがその他の身体的損害

(2) 申請者及び第三者が設備使用の結果を利用することにより生じた損害

(対応可能時間)

第 20 条 センターの職員が対応する時間は、原則として、センターの開庁日の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分までとする。

(業務の管理)

第 21 条 センター所長は、この要綱に係る事務の全体を総括し、効率的に推進する。

2 置賜試験場長及び庄内試験場長は、各試験場に提出された申請を受理し、審査する。

(委任)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、設備使用に関し必要な事項は、センター所長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。